

(電子メール施行)
建 指 第 1804号
令 和 3 年 3 月 5 日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

建築基準条例の一部を改正する条例等の公布について (通知)

「建築基準条例の一部を改正する条例」(令和3年兵庫県条例第4号)、「建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則」(令和3年兵庫県規則第5号)及び「平成16年兵庫県告示第110号(建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定)の一部改正」(令和3年兵庫県告示第200号)について、いずれも令和3年3月5日に公布し、施行しましたので、下記の関係資料を添え通知します。

記

- 1 建築基準条例の一部を改正する条例
 - (1) 令和3年3月5日付け兵庫県公報号外の写し
 - (2) 新旧対照表

- 2 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則
 - (1) 令和3年3月5日付け兵庫県公報号外の写し
 - (2) 新旧対照表

- 3 平成16年兵庫県告示第110号(建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定)の一部改正
 - (1) 令和3年3月5日付け兵庫県公報第187号
 - (2) 新旧対照表

問合せ先：兵庫県県土整備部住宅建築局 建築指導課建築指導班 担当：岩倉 Tel：(078)341-7711 (内線)4717 Fax：(078)362-4455
--